

4 2 0 - 1 0 3 2

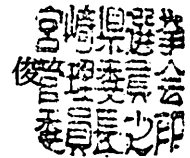
平成26年4月30日

延岡市北川町長井4940番地2

岩崎 信 殿

宮崎県選挙管理委員会

委員長 後藤 仁



弁明書副本の送付及び反論書の提出について

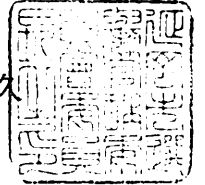
平成26年3月23日付けで提起のありました平成26年1月26日執行の延岡市長選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てに対し、延岡市選挙管理委員会から弁明書の提出がありましたので、副本を公職選挙法第216条第2項において準用する行政不服審査法第22条第5項の規定により、別添のとおり送付します。

つきましては、当該弁明に対する反論があるときは、平成26年5月14日までに、反論書2通を提出してください。

延選第15号
平成26年4月28日

宮崎県選挙管理委員会
委員長 後藤 仁 俊 様

延岡市選挙管理委員会
委員長 緒方 忠 久



弁 明 書

平成26年3月23日付で審査申立人岩崎信（以下「申立人」という。）から提起された公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第202条第2項に基づく審査の申立てに関し、平成26年4月14日付420-1014で弁明を求められた事項について、次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

申立人の主張には正当な理由がない。

2 弁明の理由

(1) 異議の申出に対する決定を行うに至った理由

まずはじめに、申立人からの当委員会への異議の申出に対し、当委員会が平成26年3月3日付で行った決定の理由について述べる。

第1に、申立人は、当委員会がポスターの掲示に関する便宜供与を怠ったと主張しているが、決定の理由のとおり、法第144条の2第10項の規定において準用する同条第5項後段が「市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。」と、また、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第111条の2が「市町村の選挙管理委員会は、ポスター掲示場の設置場所を表示した図面を交付し、ポスターのはりつけの請負のあつせんをし、又はポスター掲示場に掲示されたポスターが汚損し若しくは脱落している旨の通報をする等ポスターの掲示に関する便宜の供与に努めなければならない。」と規定していること

から、当委員会は、他の候補者と公平に「ポスター掲示場の設置場所を表示した図面及び一覧表」を選挙期日の告示日の約1ヶ月前に当たる事前審査日（平成25年12月25日）に申立人に対して交付した。

また、後日求められた図面の電子データについても、提供に依っており、便宜供与を怠っているとの申立人の主張は当たらず、令第111条の2に違反するものではない。

第2に、申立人は、本件選挙運動用ビラへの証紙の貼り付け作業を求めたことを違法と主張しているが、決定の理由のとおり、選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければビラを頒布することができないことは、法第142条第7項に規定されており、当委員会は、当該規定に則った手続を申立人に求めたものであって適法なものである。

第3に、申立人は、7日間という選挙期間は不当に短く法第33条の規定が憲法に違反していると主張しているが、選挙の無効の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られており、この場合において「選挙の規定に違反すること」については、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」するものと判示されている（昭和61年2月18日最高裁判所第三小法廷判決。以下「昭和61年判決」という。）。

そのため、本件で申立人が選挙無効原因として法の規定が憲法違反であると主張する点は、当委員会が法の規定に則って行った今回の選挙の管理執行手続における明文の規定違反又は選挙の管理執行の手続上での選挙の自由公正の原則への著しい阻害があるものとは言えず、申立人個人の一意見であって選挙の無効の理由とはならないものである。

第4に、申立人は、延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成6年条例第26号。以下「選挙公営条例」という。）第2条、第6条及び第9条の規定について憲法第14条に違反するとしているが、選挙公営条例において公営を制限する規定は、法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項

の規定に基づき、国政選挙の場合と同様の制限をしたものであり、当委員会が選挙公営条例の規定に則って行った本件選挙の管理執行手続において、選挙の自由公正の原則への著しい阻害があるとは言えず、選挙の無効の理由とはならないものである。

第5に、申立人は、選挙の期日が決定したときに、当委員会が全市民に対して立候補の呼びかけを怠ったとしているが、当委員会は、法の規定に則って選挙の告示を行って公表するなど、市民への周知に努めており、立候補手続に関する事務を怠っているとは言えない。

第6に、申立人は、法が憲法及び国際規約に反していること並びに選挙制度の問題点の指摘を行っているが、前述のとおり、選挙の無効の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られるところ、申立人の主張は、選挙の無効の理由とはならないものである。

以上を踏まえ、昭和61年判決に照らすと、今回の選挙の管理執行手続においては、明文の規定違反又は選挙の管理執行の手続上での選挙の自由公正の原則への著しい阻害があるとは言えないので、申立人の異議は選挙の無効の理由とはならないと判断したものである。

(2) 新たに追記された理由についての見解

次に、申立人からの当委員会への異議では主張されなかった新たな主張についての当委員会の見解を述べる。

前述のとおり、選挙の無効の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られており、この場合において「選挙の規定に違反すること」については、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」するものと判示されている（昭和61年判決）。

今回の審査請求において、申出人から新たに理由として追記された事項に関しても、この判例の判断等を根拠として選挙の無効原因

に当たるか否かが判断されるべきと考えられるが、当委員会としては、次に述べるとおり、申立人の新たな主張についても選挙の無効の理由とはならないと考える。

ア ポスター掲示に関する主張について

申立人は、ポスターの掲示に関して、「場所を容易に特定できる図面、縮尺度の高い地図の交付を求めたが応じられなかった」、「ポスター貼り付け作業の請負の斡旋を求めたが、応じられなかった」、「ポスター掲示場設置場所一覧に番地が記載されていない」として便宜供与の不作为、不平等状態の放置があったと主張している。

しかし、「ポスター掲示場の設置場所を表示した図面及び一覧表」については、各候補者が設置場所の確認を立候補の届出日の前に済ませ、ポスターの貼付がスムーズに行えるよう配慮して、立候補届出の約1ヶ月前に行われた事前審査日に各候補者に交付しており、候補者であった申立人に対しても、他の候補者と公平に、同じ内容の図面及び一覧表を平成25年12月25日の事前審査日に交付している。

その後、告示日である平成26年1月19日午後2時頃に、申立人が当委員会事務局を訪れ、交付済みの図面以外の尺度の高い地図の交付を求めたが、交付した「ポスター掲示場の設置場所を表示した図面」以上の尺度の図面を保有していないことから、その旨を説明したところ、それ以上の要求はなかった。

また、同日午後5時10分から行われた「投票用紙に印刷する候補者氏名の順序及び期日前投票所に掲示する候補者氏名等の順序を定めるくじ」の手続のために申立人が来局した際に、「詳細な図面はないのか」との質問が再度なされたが、対応した神崎選挙管理委員会事務局長補佐兼選挙係長から各候補者に交付できる図面は、他には現時点では保有していない旨の説明を行った。

これまでの選挙においても、現職、新人の候補者ともに、同じ内容の図面及び一覧表を交付しており、その際にポスター掲示が支障なく行われており、また「ポスター掲示場が特定できない。」といった問い合わせも無かったことから、申立人が主張するような縮尺度の高い地図の交付がされなかったことをもって、法第144条第5号及び令第112条の2に規定する便宜供与を怠る事実があったとは言えない。

なお、申立人から「ポスター貼りを請け負う者がいるのか。」との質問をされた事実はあるものの、当委員会としてポスター貼付を業とする者の情報を持ち合わせていなかったため、それらの請負業者の情報を提供することができないことを説明したところ、申立人からは異議申出書の提出まで、あっせんに関する要請は無かった。

また、そもそもポスター掲示場の設置場所を表示した図面及び一覧表については、事前審査日である平成25年12月25日に申立人に交付し、ポスター設置場所を事前に確認できる機会を設けており、当委員会の行為に選挙の管理執行手続における明文の規定違反又は選挙の管理執行の手続上での選挙の自由公正の原則への著しい阻害はなかったものである。

よって、この申立人の主張は選挙無効の理由とはならない。

イ 個人演説会が開催することができる公営施設である「北方文化センター」の使用について

申立人は、北方文化センターを個人演説会の会場として使用できないと一旦通知したことを、特定の候補者に対する不利益供与の行為と主張している。

この北方文化センターのホール（以下「ホール」という。）の使用については、申立人からの当初申出があった平成26年1月19日の判断では、北方地区の期日前投票所が北方文化センター内にあり、期日前投票所の部屋の入口と個人演説会の会場となるホールの入口が同じフロア内であったことから、個人演説会の開催そのものが期日前投票に影響を及ぼすことを懸念し、個人演説会の会場としては使用できないと判断して、申立人に対し連絡を一旦行った。しかし、再検討した結果、公営施設内に設置した期日前投票所の部屋の入口と同一施設内の個人演説会の会場の入口が同じフロア内であることが、個人演説会の会場として使用すること妨げる理由にはならないことから、申出があった当日に、申立人に対してホールの使用が可能であることの連絡を入れ、あわせて個人演説会の申出書を受理したものである。

なお、申立人は、平成26年1月21日に個人演説会を行っている。

このことは、使用不能の判断が是正され、申請どおりに使用できたことを示しており、「特定の候補者に対する不利益供与の行為」には当たらない。

ウ 選挙公報について

申立人は、選挙公報において、候補者の掲載枠が著しく小さいのは不当であり、また「余白がある場合は」他の事項を掲載することができるとする規定で、余白として他の事項を掲載した部分が候補者の掲載枠よりも5倍も大きいことは選挙公報発行の本来の目的に違反すると主張している。

本市選挙における選挙公報の規格及び様式は、延岡市選挙公報の発行に関する規程（昭和30年選挙管理委員会規程第1号。以下「選挙公報規程」という。）第9条第1項の規定により、当委員会が選挙の都度定めるとされており、本件選挙の選挙公報の規格及び様式は、平成25年11月20日開催の選挙管理委員会において決定をしたが、その選挙公報の大きさは新聞紙ブランケット版（406×545mm）とし、候補者一人あたりの掲載枠は1ページの8分の1内に収まる150×110mmとしたものである。

申立人は、掲載枠の大きさを他の自治体の市長選挙の選挙公報と比較をして著しく小さいと評しているが、これは申立人の一意見に過ぎず、今回の選挙公報については、延岡市選挙公報の発行に関する条例（平成18年条例第109号）及び選挙公報規程により定められた方法で発行している適法なものである。

エ 集計記録について

申立人は、記名式投票と記号式投票の別々の集計結果を記録しなかったことは、公正性検証可能化義務違反であると主張している。

本件選挙は、法、記号式投票に関する条例（昭和45年条例第6号）及び記号式投票に関する規程（昭和45年選挙管理委員会告示第17号）に基づいて、期日前投票、不在者投票及び点字投票を除いた選挙人が、自ら投票所において、投票用紙に印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの1人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して、これを投票箱に入れる方法である記号式投票により執行したものである。

最終的な選挙の結果をまとめる選挙録に各候補者の得票数を記号式投票と記名式投票に区分する必要があることから、開票集計作業においては、それらに区分した投票の集計や、候補者別の記号式投票と記名式投票に区分した投票の集計は行ってお

らず、そのため、申立人が主張している記名式投票の集計結果（候補者別の得票数）と記号式投票の集計結果（候補者別の得票数）について、当委員会はその数の集計を行っていないものである。

オ 情報公開について

平成26年2月11日、申出人は、当委員会に対して、延岡市情報公開条例（平成11年条例第25号。以下「情報公開条例」という。）の規定により、本件選挙に関する文書の情報公開を求めたが、本件申立までに開示されていない状態は、信義則に反し、本件選挙の隠微を疑わせざるをえない事態であると主張しているが、情報公開条例の手續と選挙の手續とは、関係がないものであって、これは選挙の無効の理由とはならないものである。

なお、この情報公開請求に関しては、申立人が当委員会に対し、情報開示を求めた文書は、その量が多く、かつ、文書の大部分に選挙人の氏名等の個人情報が多く記録されており、不開示情報該当性の審査及び不開示部分を確定する作業に時間を要することから、情報公開条例第10条第1項に規定する開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定等を行うことができないと判断したため、同条第2項の規定により開示決定等の期間を平成26年3月28日まで延長する決定を行ったうえで、その期間内に開示決定等を行ったものである。

カ その余の主張について

申立人のその余の主張については、申立人個人の一意見であって、前述の昭和61年判決等に照らして、これらが選挙の無効の理由とならないことは明らかである。

以上のとおり、申出人から審査請求から新たに理由として追記された事項についても、選挙の無効の判断には影響がないものであって、これは選挙の無効とはならない。

3 結論

したがって、当委員会は、弁明の趣旨のとおり判断を求めらるものである。

以 上